

報

新年金制度検討委員会が 開催されました

新年金制度検討委員会の第1回会合が7月28日(火)に、第2回会合が8月27日(木)に、当基金において開かれました。

委員会では、新しい年金制度の詳細について精力的に検討を進めていくこととしており、制度の具体的な内容が決まりしだい、皆様にお知らせすることとしています。



7月28日に開催された新年金制度検討委員会のもよう

代行返上(将来分)後は当基金と 国に納付する掛金の内訳が変わります

新年金制度への移行に向けた代行返上(将来分)については、事業主、加入員および労働組合の皆様のご協力により、いずれも認可申請に必要な同意数を満たすことができました。

これを受けて、6月19日(金)に開催された第110回臨時代議員会において、厚生労働大臣に代行返上(将来分)の認可申請をすることを議決し、現在、10月の認可に向けて手続きを進めているところです。

なお、認可後の10月分以降の掛金率は、次ページに記載のとおり変更される予定ですのでご留意いただきますようお願いいたします。

(注)『基金だより』7月号(No.294)でお知らせしたとおり、厚生年金保険料の引き上げに伴い、年金事務所へ納付する保険料は平成27年9月分(10月送付分)より3.54%引き上げられます。

代行返上(将来分)後の掛金率

給与・賞与から差し引かれる当基金の代行部分に係る基本標準掛金については、厚生労働大臣の代行返上(将来分)が認可された場合、平成27年10月分(同年11月30日納期限分)から国に厚生年金保険料として納めていただくことになります。

なお、基本標準掛金の基本プラスアルファ部分、基本特別掛金、加算標準掛金、加算特別掛金及び事務費掛金については、従来どおり全額事業主負担として当基金に納めていただくことになります。

●当基金の掛金率と厚生年金保険料との比較●

(単位:%)

		平成27年9月分 〈代行返上(将来分)前〉			平成27年10月分から 〈代行返上(将来分)後〉		
		料率		計	料率		計
		事業主負担	加入員負担		事業主負担	加入員負担	
基金に納付	基本標準掛金	21.5	19.5	*41	2	—	2
	基本特別掛金	15	—	15	15	—	15
	加算標準掛金	5	—	5	5	—	5
	加算特別掛金	7	—	7	7	—	7
	事務費掛金	2	—	2	2	—	2
	掛金合計	50.5	19.5	70	31	—	31
国に納付	厚生年金保険料	69.64	69.64	139.28	89.14	89.14	178.28
合計		120.14	89.14	209.28	120.14	89.14	209.28

*基本標準掛金: 41%。(国の代行部分39%+基本プラスアルファ部分2%)

(注) 国に納付する厚生年金保険料: 平成27年8月分までは事業主負担、加入員負担ともに67.87%で、合計135.74%となります。

●当基金の掛金と厚生年金保険料の納付・負担イメージ●

